平成２５年（フ）第１５２２号
埼玉県久喜市南２丁目８番28号　ベルピア久喜第９―205号
破産者　亀山　光夫
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５７０号
埼玉県戸田市大字新曽956番地　フジレジデンスⅠ―101号室、旧住所埼玉県戸田市上戸田１丁目21番６号　アムール上戸田103号室
破産者　吉川　哲司
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２９６号
神奈川県平塚市東真土３丁目９番７号
破産者　藤森　弘上
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３９０号
神奈川県小田原市山西2508番地
破産者　細田憲一郎
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４１０号
神奈川県平塚市万田152番地の１　須田コーポ201号、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市出縄222番地の７
破産者　宮越　清治
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１２３号
長野県松本市大字島立3051番地10
破産者　住吉　　稔
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第５号
長野県松本市七嵐397番地12
破産者　福嶋　誠章
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１２８９号
大阪府東大阪市西石切町１丁目６番13―404号、住民票上の住所大阪府東大阪市喜里川町７番20号　ファミリーハイツ喜里川103号
破産者　濵田　圭司
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７０７号
滋賀県守山市下之郷２丁目３―32―202、開始決定時大阪市鶴見区鶴見２丁目１番６―502号
破産者　加藤　　功
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７３３号
大阪市北区豊崎１丁目10番15―802号
破産者　アコルドこと　木村　　彰（旧姓早瀬）
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１３１号
大阪市北区天神橋５丁目５番31号　ルミエール天満６Ｆ
破産者　伊藤　和彦
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８３７号
堺市西区鳳中町10丁６番地１　パレス竹ヶ城１―Ｄ
破産者　濵﨑　義明
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８９６号
大阪市天王寺区伶人町２番１号　テレプシコーレ夕陽ケ丘501号
破産者　桑田　憲一
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９号
大阪府東大阪市菱屋東３丁目１番８―203号
破産者　杉山一水こと　康　　一水
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４１号
大阪市平野区平野上町１丁目10番26号　上町ヴェラ102号
破産者　大黒屋米穀店こと　奥本　司郎
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８５号
大阪市浪速区大国１―３―７　グランソシエ浪速406号室、住民票上の住所大阪市阿倍野区天王寺町南３丁目１番11―901号
破産者　中　　恭敏
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９９１号
大阪府富田林市桜ケ丘町８番47号
破産者　笹原工業こと　笹原　信夫
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１００３号
大阪府大阪狭山市茱萸木８丁目1590―１　ライオンズマンション大阪狭山２号館801、開始決定時の住所大阪府大阪狭山市今熊３丁目692番地の75
破産者　安田　高広
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０１８号
大阪府河内長野市桐ケ丘12番15号
破産者　杉谷　考一
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係